徳島県告示第５３１号

森林法（昭和26年法律第２４９号）第５条第５項の規定に基づき地域森林計画を変更したいので、同法第６条第１項の規定により次のとおり公告し、地域森林計画の案を縦覧に供する。

令和８年10月23日

徳島県知事　　後 藤 田　　正　　純

１　森林計画区の名称

那賀・海部川森林計画区（阿南市、那賀郡及び海部郡一円）

２　縦覧場所

徳島県農林水産部林業振興課、徳島県阿南農林事務所及び徳島県美波農林事務所

３　縦覧期間

令和８年10月23日から

令和８年11月23日まで

備考

当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。